

[事案 2020-192] 解約無効請求

・令和3年3月16日 和解成立

<事案の概要>

元配偶者と募集人が結託のうえ、契約者である自分に無断で解約していたこと等を理由に、解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年11月に契約し、令和元年12月に無断で解約された終身保険について、以下等の理由により、解約を無効としてほしい。

- (1) 募集人から電話があり、放置された契約について手続きが必要と説明されたので、免許証のコピーと住民票を送付したところ、募集人が自分の元配偶者と結託のうえ無断で解約手続きを行い、元配偶者の銀行口座に解約返戻金が振り込まれていた。
- (2) 募集人は元配偶者に対し、解約手続書類を交付していた。
- (3) 募集人から、電話で解約意思を確認された事実はない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の元配偶者から解約希望の申し出を受けたので、申立人に電話で解約意思を確認したところ、解約について了承されたことから、元配偶者に対し解約請求書類を交付した。
- (2) 当社が受領した解約請求書類には、申立人の署名・押印が存在するうえ、申立人の運転免許証のコピーが添付されている。
- (3) 解約返戻金は、毎月の保険料振替口座（元配偶者名義の銀行口座）に送金している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、解約時の状況を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。